



平成19年2月15日

各 位

会 社 名 日 東 精 工 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 由 良 龍 文
(コード番号 5957 東証・大証第1部)
問 合 せ 先 取 締 役 企 画 ・ 財 務 部 門 担 当 今 川 和 則
(TEL . 0773-42-3111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年2月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成19年3月29日開催予定の第101期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が、それぞれ平成18年5月1日に施行されたことにともない、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- ① 会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるための規定を新設するものであります(変更案第4条)。
- ② 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるための規定を新設するものであります(変更案第7条)。
- ③ 株主総会において議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするための変更を行うものであります(変更案第16条)。
- ④ インターネットの普及を考慮して、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様になし提供できるようにするための規定を新設するものであります(変更案第18条)。
- ⑤ 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能とするための規定を新設するものであります(変更案第26条)。
- ⑥ 会社法第427条第1項の規定に従い、独立性の高い優秀な人材を容易に招聘できるよう、社外監査役の責任について、法令の範囲内で限定する契約を締結できるようにするための規定を新設するものであります(変更案第39条)。
- ⑦ その他会社法に対応した用語および引用条文の変更等の条文の整理を行おうとするものであります。

(2) 公告方法の変更

周知性の向上や公告手続きの合理化を図るため、公告方法を日刊紙から電子公告に変更するとともに、やむを得ない場合に日本経済新聞に掲載する旨を定めるものであります(変更案第5条)。

2. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成19年3月29日(予定)
定款変更の効力発生予定日	平成19年3月29日(予定)

3. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 ～ (条文省略)</p> <p>第 3 条 (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 ～ (現行どおり)</p> <p>第 3 条 第 4 条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u></p>
<p>第 4 条 (公告方法) 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>第 5 条 (公告方法) 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条 (会社の発行する株式の総数) 当社の発行する株式の総数は 9,880 万株とする。 <u>但し、株式消却が行われた場合にこれに相当する株式数を減ずる。</u> (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は 9,880 万株とする。 (削除)</p>
<p>第 6 条 (自己株式の取得) 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p>	<p>第 7 条 (株券の発行) 当社は株式に係る株券を発行する。 第 8 条 (自己の株式の取得) 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>第 7 条 (1 単元の株式数および単元未満株券の不発行) 当社の <u>1 単元の株式の数</u>は、1,000 株とする。 ② 当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式</u> (以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。<u>但し、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>第 9 条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 当社の <u>単元株式数</u>は、1,000 株とする。 ② 当社は、<u>第 7 条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式</u> (以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。<u>ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>
<p>第 8 条 (名義書換代理人) 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> ② <u>名義書換代理人</u>および事務取扱場所は、<u>取締役会において選定しこれを公告する。</u> ③ 当社の株主名簿および実質株主名簿 (以下株主名簿等という。)ならびに<u>株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の再発行、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、その他の株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせる。</u></p>	<p>第 10 条 (株主名簿管理人) 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> ② <u>株主名簿管理人</u>および<u>その事務取扱場所</u>は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> ③ 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第9条 (基準日) 当社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>② 前項その他本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して基準日を定める。</p>	
<p>第10条 (株式取扱規定) 当社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主としての諸届、株券の再発行、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取り、その他の株式に関する手續および手数料については、取締役会で定める株式取扱規定による。</p>	<p>第11条 (株式取扱規定) 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>第11条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第12条 (現行第11条のとおり) 第13条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</p>
<p>第12条 (招集者および議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議にもとづいて取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第14条 (招集権者および議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議にもとづいて取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>第13条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第15条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>② 商法第343条の規定によるものとされる株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもってこれを行う。</p>	<p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>第14条 (議決権の代理行使) 株主は、議決権を行使することができる当社の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。但しこの場合は、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>第16条 (議決権の代理行使) 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>② 株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第15条 (議事録) 株主総会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長および出席した取締役が記名押印して会社に保存する。</p>	<p>第17条 (議事録) 株主総会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 16 条 (条文省略)</p> <p>第 17 条 (取締役の選任) 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>第 18 条 (取締役の任期) 取締役の任期は、<u>就任後 2 年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第 19 条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会の決議をもって、<u>当会社を代表する取締役若干名を定める。</u></p> <p>② <u>取締役会の決議をもって</u>取締役会長、<u>取締役社長</u>の各 1 名、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>第 20 条 (条文省略)</p> <p>第 21 条 (顧問および相談役) <u>取締役会の決議により顧問および相談役を置くことができる。但し、その任期は 2 ヶ年とする。</u></p> <p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>第 23 条 (取締役会の招集) 取締役会は、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長に事故があるときまたは欠員のときは、取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の <u>1 週間前</u>に各取締役および各監査役に対して発する。<u>但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>③ 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。</p>	<p>第 18 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 19 条 (現行第 16 条のとおり)</p> <p>第 20 条 (取締役の選任) (現行どおり)</p> <p>② 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>第 21 条 (取締役の任期) 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 22 条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって、</u>取締役会長、<u>取締役社長</u>各 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 23 条 (現行第 20 条のとおり) (削除)</p> <p>第 24 条 (現行第 22 条のとおり)</p> <p>第 25 条 (取締役会の招集) 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、</u>取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長に事故があるときまたは欠員のときは、取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の <u>3 日前</u>までに各取締役および各監査役に対して発する。<u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>③ 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第 24 条 (取締役会の決議方法) 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>その過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第 26 条 (取締役会の決議方法) 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p>
<p>第 25 条 (取締役会の議事録) 取締役会の議事については、<u>その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印して会社に保存する。</u></p>	<p>第 27 条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領および結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名して会社に保存する。</u></p>
<p>第 26 条 (取締役会規定) 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。</p>	<p>第 28 条 (取締役会規定) 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。</p>
<p>第 27 条 (取締役の報酬および退職慰労金) 取締役の報酬は、<u>株主総会の決議により定める。退職慰労金についてもまた同様とする。</u></p>	<p>第 29 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>
<p>第 28 条 (条文省略)</p>	<p>第 30 条 (現行第 28 条のとおり)</p>
<p>第 29 条 (監査役の選任) 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第 31 条 (監査役の選任)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>② 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>第 30 条 (監査役の任期) 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>第 32 条 (監査役の任期) 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第 31 条 (常勤の監査役および常任監査役) <u>監査役の互選により、常勤の監査役を定める。</u></p> <p>② 前項のほか、<u>監査役の互選により、常任監査役を定めることができる。</u></p>	<p>第 33 条 (常勤の監査役および常任監査役) <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>② 前項のほか、<u>監査役会はその決議によって常任監査役を選定することができる。</u></p>
<p>第 32 条 (監査役会の招集) 監査役会の招集通知は、会日の <u>1 週間前</u>に各監査役に対して発する。<u>但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで開くことができる。</u></p>	<p>第 34 条 (監査役会の招集) 監査役会の招集通知は、会日の <u>3 日前</u>までに各監査役に対して発する。<u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p>
<p>第 33 条 (監査役会の決議方法) 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>第 35 条 (監査役会の決議方法) 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 34 条 (監査役会の議事録) 監査役会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印して会社に保存する。</p>	<p>第 36 条 (監査役会の議事録) 監査役会の議事については、その経過の要領および結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名して会社に保存する。</u></p>
<p>第 35 条 (監査役会規定) 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</p>	<p>第 37 条 (監査役会規定) 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</p>
<p>第 36 条 (監査役の報酬および退職慰労金) 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。<u>退職慰労金についてもまた同様とする。</u> (新設)</p>	<p>第 38 条 (監査役の報酬等) 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として<u>当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p>	<p>第 39 条 (社外監査役の責任免除) 当会社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p>
<p>第 37 条 (営業年度) 当会社の営業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとし、<u>毎営業年度末日に決算を行う。</u></p>	<p>第 40 条 (事業年度) 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで<u>の 1 年とする。</u></p>
<p>第 38 条 (利益配当金) <u>利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u> (新設)</p>	<p>第 41 条 (剰余金の配当の基準日) 当会社の期末配当の基準日は、<u>毎営業年度末日とする。</u></p> <p>② <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>第 39 条 (中間配当金) 当会社は、取締役会の決議により、毎年 6 月 30 日<u>最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第 293 条ノ 5 にもとづき金銭の分配をすることができる。</u></p>	<p>第 42 条 (中間配当) 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日<u>を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>
<p>第 40 条 (配当金等の除斥期間) <u>利益配当金または定款 39 条による中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してなおこれを受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p>第 43 条 (配当の除斥期間) <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>

以 上